

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。国やJ I H S と緊密な情報共有体制を確保しながら、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を速やかに医療機関等に提供し、医療機関等がこれらを早期に活用できるよう、平時からそのための体制づくりを行う。

1-1 基礎研究及び臨床研究等の人材育成への支援

区は、治療薬・治療法の研究開発の担い手の確保につながるよう、国や都等が行う大学等の研究機関の支援に協力する。

また、区は、研究開発を通じて育成した人材について、キャリア形成の支援を通じて活用すること等により、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を必要に応じて支援する。【健康部】

1-2 医療機関等への情報提供・共有体制の整備

区は、新型インフルエンザ等の発生時に、国及びJ I H S が示す情報等に基づき感染症指定医療機関や協定締結医療機関等をはじめ当該感染症の患者の診療を行う医療機関等が、有効な治療薬・治療法に関する情報を早期に入手し、また、活用できるよう、平時から都や医療機関等と感染状況に応じた情報提供体制や実施のための手順等を確認する。

【健康部】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束¹⁰¹を目的として、準備期に構築した体制を活用して、医療機関等に対し治療薬や治療法に関する最新の知見に関する情報提供を行い、また、治療薬の適切な供給・使用がなされるよう関係機関との調整等を行う。

2-1 医療機関及び区民等への情報提供・共有

区は、都と連携して、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬・治療法に関する情報を医療機関や薬局のほか、医療従事者、区民等に対して迅速に提供・共有する。【健康部】

2-2 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 区は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。【健康部】
- ② 区は、国の通知を踏まえ、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。【健康部】

¹⁰¹ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

第3節 対応期

＜目的＞

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬を確保するとともに、治療法を確立し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

3-1 総合的にリスクが高いと判断される場合の対応

新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康にとって総合的にリスクが高いと判断される場合は、国は、早期に治療薬・治療法が利用可能となるよう、迅速な治療薬の確保を含めた対応を行い、区も可能な限り協力に努める。【健康部】

3-1-1 国による研究開発動向等の情報収集・分析及び共有

区は、国による情報収集や分析等から得られた知見を医療機関等の関係機関で共有し、双方向的な情報共有を行う。【健康部】

3-1-2 治療薬の供給体制整備等に係る調整

区は、国内で新型インフルエンザ等に対する有効な治療薬が開発・承認された場合には、都と連携し、治療薬を円滑に供給するための調整を行う。【健康部】

3-2 治療薬・治療法の活用

3-2-1 治療薬の流通管理

- ① 区は、必要に応じ、増産された治療薬を確保する。【健康部】
- ② 区は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、都と連携し、優先して用いるべき対象や配分等についての考え方を確認の上、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。また、供給が安定した場合には一般流通による供給に移行する。【健康部】

3-2-2 中長期的予後の把握と合併症に対する治療法等の研究等

国は、J I H Sや関係学会等と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等の感染に伴う合併症や中長期的な予後を把握するとともに、合併症に対する治療法等について分析し、必要な研究を実施する。これにより得られた知見については、診療指針等に適宜反映するとともに、都道府県や医療機関、国民等に対して周知する。区は、国が示す情報等を医療機関や区民等に対して迅速に提供する。【健康部】